

第4回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会	資料3
令和7年9月17日	

准介護福祉士について

厚生労働省社会・援護局

准介護福祉士の概要



「准介護福祉士」について

- 「准介護福祉士」とは、養成施設卒業者のうち、国家試験に合格しなかった者に付与される資格であり、准介護福祉士の名称を用いて、介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもって、介護等（喀痰吸引等を除く。）を業とする者をいう。
- 准介護福祉士制度は、日フィリピン経済連携協定（EPA）締結当時、フィリピンの「就学コース」介護福祉士候補者について、養成施設を卒業すれば介護福祉士国家試験を経ることなく資格を取得することができるという前提で交渉し合意に至った中で、平成19年改正法で養成施設卒業者への国家試験の義務付けをしつつ合意も維持するという経緯から、介護福祉士国家試験に不合格の場合も、日本に在留できるようにする*ため創設。（令和4年4月1日から施行）
※現状、准介護福祉士に在留資格は付与されていない。
- 令和7年8月末時点で、准介護福祉士登録者数は1名となっている。

【参照条文】

- 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）（抄）

附 則

（准介護福祉士）

第二条 第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者*であって、介護福祉士でないものは、当分の間、准介護福祉士（附則第四条第一項の登録を受け、准介護福祉士の名称を用いて、介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもって、介護等（喀痰吸引等を除く。）を業とする者をいう。以下同じ。）となる資格を有する。

（登録）

第四条 准介護福祉士となる資格を有する者が准介護福祉士となるには、准介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 准介護福祉士が第四十二条第一項の規定による介護福祉士の登録を受けたときは、准介護福祉士の登録は、その効力を失う。

3 （略）

*介護福祉士養成施設において、介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

准介護福祉士の経緯

平成19年改正(平成24年度施行)

- ・ 介護福祉士養成施設の卒業者は、国家試験を受験せずに介護福祉士の資格を取得可能だったが、介護福祉士の資質の担保、向上を図るため、介護福祉士養成施設の卒業者も国家試験合格を介護福祉士資格取得の要件とするよう、社会福祉士及び介護福祉士法を改正。
- ・ 日フィリピン経済連携協定(EPA)締結当時、フィリピンの「就学コース」介護福祉士候補者について、養成施設を卒業すれば介護福祉士国家試験を経ることなく資格を取得することができるという前提で交渉し合意に至っていた。
- ・ 改正法で養成施設卒業生への国家試験の義務付けをしつつ合意も維持するという経緯から、介護福祉士国家試験に不合格の場合も、日本に在留できるようにするために准介護福祉士を創設。

↓ 国家試験の義務付けの施行が延長されたことに伴い、施行日の延長(2回)

平成23年改正(施行日を平成27年度に延長)

平成26年改正(施行日を平成28年度に延長)

↓ 平成19年改正の一部施行と経過措置の創設

平成28年改正
(准介護福祉士の施行日を令和4年度に延長)

+

経過措置(令和3年度まで)創設

- ・ 介護福祉士養成施設の卒業生への国家試験義務付けは平成29年度に施行。一方で、介護福祉士養成施設卒業生への経過措置を創設。
 - ① 卒業後5年間は、国家試験を受験しなくても介護福祉士の資格を取得可能。
 - ② 6年目以降、卒業後5年間、介護等の業務に継続的に従事していれば、引き続き介護福祉士の資格を取得可能。
- ・ 准介護福祉士の施行については、令和4年度に延長。

令和2年改正

- ・ 令和2年法改正において経過措置については令和8年度末まで延長。
- ・ 一方、准介護福祉士については、平成29年度養成施設卒業生が経過措置②の要件を満たさない場合に、令和4年度以降は准介護福祉士の資格取得が可能であったところ、フィリピン政府との関係上、直ちに廃止することは困難な中、施行延期を行うと不利益が生じることから、令和4年度施行とした。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則

(検討)

第九条 政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後五年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 第189回国会

(平成27年7月29日衆議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～七 (略)

八 准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン政府と協議を進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること。

九～十(略)

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 第190回国会

(平成28年3月27日参議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～九 (略)

十、准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、早急にフィリピン側と協議を行う等の対応を行うとともに、当該協議の状況も勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について介護福祉士への統一化も含めた検討を速やかに行い、所要の措置を講ずること。

十一～十五 (略)

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 第201回国会

(令和2年5月22日衆議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～七 (略)

八 准介護福祉士の国家資格については、フィリピン共和国との間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン共和国政府との協議を早急に進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の在り方について、介護福祉士への統一化も含めた検討を開始すること。

九 (略)

日比EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについて

第16回看護師・介護福祉士に関する特別小委員会（2022年（令和4年）11月22日）概要抜粋

福祉人材確保対策室長

来年以降、社会福祉士及び介護福祉士法の附則に規定する准介護福祉士規定を削除する改正案を提出したいと考えている。
～略～現在、2027年3月までの介護福祉士の養成施設卒業者は試験不合格であっても介護福祉士の資格が取得できる旨の経過措置が設けられていることもあり、現時点で准介護福祉士の登録者はいない。

～略～貴政府は、2011年以降、准介護福祉士が介護福祉士に比べて不利な扱いを受ける可能性があるとして、EPA就学コースへの送り出しを停止している。したがって、現在のフィリピンEPA介護福祉士候補者の中に准介護福祉士となり得る者はいないと承知している。

については、准介護福祉士制度の廃止によって、貴国のEPA介護福祉士候補者に対して、特段の影響はないものと考えていることから、准介護福祉士を廃止したいとの我が国の方針について、ご理解願いたい。

なお、准介護福祉士を廃止することに伴い、締結文書等を変更する必要はないことを申し添える。

高等教育委員会副局長室担当役員（フィリピン政府）

日本の法改正により、EPA就学コースで日本の介護福祉士養成施設を終了したフィリピン人候補者が日本の介護福祉士になるためには、依然として、国家試験に合格する必要があるのか。フィリピンは、2010年まで、EPA就学コースに候補者を送り出し、日本の介護福祉士養成施設を修了した候補者は、日本で介護福祉士として就労し、成功を収めている。2011年以降、フィリピンは就学コースへの候補者の送り出しを中断しているが、就学コースへの送り出しを止めた訳ではない。日本の法改正により准介護福祉士制度を廃止しても、EPA就学コースは存続するのか。

福祉人材確保対策室長

EPA就学コースは協定上規定されているところ、准介護福祉士制度を廃止しても、就学コースは存続する。

高等教育委員会副局長室担当役員（フィリピン政府）

フィリピンは、EPA介護福祉士候補者の受入れにおいて、唯一就学コースが認められている国である。就学コースを残すことには同意する。～略～

→ 委員会終了後、議事録（ROD）について日比双方による確認・署名が行われ、准介護福祉士の廃止についてはフィリピン政府からの意見無く終了している。

論点



准介護福祉士に係る論点

現状・課題

- 准介護福祉士制度は、日フィリピン経済連携協定締結時に、養成施設を卒業すれば介護福祉士国家試験を経ることなく資格を取得することができるという前提であったことから、平成19年法改正において養成施設卒業者にも国家試験を義務付けるという改正を行う中で、介護福祉士国家試験に不合格の場合でも、日本に在留できるようにするために創設された。（現在、准介護福祉士資格に在留資格は付与されていない。）
- 令和4年度時点で、経過措置対象の者で5年間介護の業務に継続して従事していなかった者が発生しうることから、准介護福祉士の資格を取得する可能性があるため、令和4年度に施行した。
- 令和2年法改正時の附帯決議において、「准介護福祉士の国家資格については、フィリピン共和国との間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン共和国政府との協議を早急に進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の在り方について、介護福祉士への統一化も含めた検討を開始すること。」とされている。
 - ・ フィリピンとの経済連携協定において就学コースは残されているものの、このルートでの送り出しは平成22年を最後に行われておらず、日比EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについて第16回看護師・介護福祉士に関する特別小委員会の際の、フィリピンが作成した議事録においても准介護福祉士の廃止については意見が無く、日比双方による確認・署名が行われている。
 - ・ また、養成施設の卒業者の国家試験の義務付けについては、施行（平成29年）から既に8年が経過している。

論点

- 准介護福祉士については、制度創設時の社会保障審議会福祉部会における報告の際にも、「暫定的、経過的な措置」であり、「協定の見直しを行った上で環境が整えば解消する」とされており、現在はフィリピンとの協定においても入国者に不利益が生じないと考えられることを踏まえ、准介護福祉士の制度を廃止することについてどう考えるか。
- 仮に廃止とする場合、既に准介護福祉士の登録を行っている者の取扱いについて、どう考えるか。

(参考) これまでいただいたご意見



専門委員会における委員からの主なご意見

<第1回（5/9）専門委員会におけるご意見>

- 准介護福祉士については、国家試験に合格していない者が手にする資格であり、この委員会で廃止に結びつけていただきたい。

<第2回（6/9）専門委員会におけるご意見>

- 准介護福祉士の資格は試験に合格していないことを証する信頼性に欠ける仕組みであり、懸念されたフィリピンへの影響の懸念が払拭されることを踏まえ、撤廃すべき。
- 国家試験に不合格になった場合に准介護福祉士の資格を与えるというのは、資格に対する社会的評価・資質の担保から問題が大きく、准介護福祉士の規定は削除すべき。

<第3回（8/29）専門委員会におけるご意見>

- 介護福祉士の専門職としての地位の向上・確立の観点から、国家試験に合格していない准介護福祉士は廃止すべき。

参考資料



(参考) EPAにおける就学コースについて

- 平成20年10月の日フィリピン経済連携協定(EPA)締結当時、フィリピンの「就学コース」介護福祉士候補者について、養成施設を卒業すれば介護福祉士試験を経ることなく資格を取得することができるという前提で交渉し合意に至っている。
 - 平成23年度より「就学コース」の募集は停止されているものの、告示等には就学コースについての記載が現在も残っている。
- ※ インドネシア(平成20年7月発効)については、協定に「就学コース」の取り扱いはない。ベトナム(平成24年6月発効)については、協定に「就学コース」の取り扱いはあるが、平成26年度の受け入れ開始当初から送り出しが行われていない。

【参考】

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針(平成20年厚生労働省告示第509号)

三 介護福祉士の資格取得を目的とした就学等

- 1 フィリピン人介護福祉士候補者(1) フィリピン人介護福祉士候補者(協定附属書八第一部第六節1(c)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者に限る。以下この三において同じ。)は、次のイ及びロの活動に従事する。
 - イ 2の規定による六月間の日本語の語学研修(ロにおいて「六月間の研修」という。)の履修
 - ロ 六月間の研修の修了後、介護福祉士養成施設における必要な知識及び技術の修得(当該介護福祉士養成施設における養成課程の期間は四年を超えないものとする。)

【E P A 介護福祉士候補者の入国者数推移】

入国年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	累計	
介護	インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	298	300	274	263	271	296	295	3,491
	フィリピン	-	217	82	61	73	87	147	218	276	276	282	285	269※	226	218	215	209	3,141
	(就学コース:内数)	-	27	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	117	138	162	181	193	176	193	166	131	127	85	1,669
	合計	104	379	149	119	145	195	410	568	671	752	773	761	736※	655	620	638	589	8,301

※ 令和2年度のフィリピン陣はコロナの影響で入国が令和3年5月となったが、便宜上、入国年度「令和2」の列に計上している。

※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人)。

※ フィリピンの就学コースについては、平成23年度以降は送り出しが行われていない。

(出典：公益社団法人国際厚生事業団(JICWELS)から令和6年7月時点で提供された資料を基に厚生労働省社会援護局が作成)

福祉基盤課長報告

～略～フィリピンとの間での経済連携協定、EPAの協定というものを昨年9月9日に小泉前総理とアロヨ大統領との間で調印をしております。それを踏まえて、具体的な条約案について、両国で審議をすることになっておりまして、それが日本におきましては、12月の臨時国会におきまして議論をし、条約を批准したことになっていきます。

～略～1つは養成施設ルートでございまして、現行のルートで、養成施設の卒業者は国家試験を経ることなく、介護福祉士の資格を取得することができるという現行制度を前提として、協定を調印しております。その調印の下で、フィリピン側も議会の方の審議に備えているという状況でございますので、したがって、現在、提出をしている法案の中では、まず国際法であるフィリピンとの協定に違反しないような形で、国内法の整備をしないといけない。つまり、国家試験を課すということは、基本的には協定から見れば、約束をしたことに対しては、違反をするという法制的な問題が生じるということになります。それを解決するために、考えましたのが、養成施設の卒業者は、当分の間、准介護福祉士の名称を用いることができるという考え方をとりました。

～略～当分の間、これまでと同じような形で、介護福祉士に準じる資格として、准介護福祉士を与えるということでございます。

～略～あくまでもフィリピンとの協定上、そごを来すので、当分の間、国家試験に課し、合格しなければ介護福祉士になりませんという方針の下に、いずれにしても、協定として見直しをした上で、この准については、いずれのときに、環境が整えば解消すると考えております。あくまでも暫定的、経過的な措置であると考えております。

委員意見

石橋委員：准介護福祉士の創設に関しまして、職能団体としては、将来的に介護福祉士の処遇の低下につながる懸念や、また、介護の現場の混乱につながることも考えられますし、他の医療・福祉等の専門職に比べて介護福祉士だけが国家試験に不合格になった場合は、准介護福祉士の資格を与えるというのは、社会的評価の面から見ましても、いかがなものかなと考えておりますし、資格全体のレベルアップに反するとの懸念から、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に当たりまして、准介護福祉士の部分につきましても、早急に削除していただきたいと思っております。

小島委員：この部会で、昨年末に意見をとりまとめる段階では、ほとんどこの問題は議論になかった。今回の法改正の趣旨は、まさに、今、言われましたように、資質の向上をはかるため、国家試験を受けることに一元化するという事です。そういう観点からしますと、准介護福祉士の創設ということについては、極めて問題があると思っております。

森委員：今回の法改正は、そういう点ではすごくいい法改正をしていただける、質を高めるということに対しては、私ども現場としては大変喜んでおります。しかし、准介護福祉士が混在することによって、どういう問題がこれから起こってくるのかということなんです。

江草委員：この当分の間と環境が整えば解消については、今ここで議論することでもありませんけれども、可能な限り当分の間であってほしいし、環境を整える方向にいてほしいと思っております。